

「石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施された皆様へ

木造住宅耐震改修補助金のお知らせ

石岡市では、木造住宅の耐震性の向上を図ることで、「安心して快適に生活できるまち」を推進するため「木造住宅耐震改修補助金事業」を実施します。

市内の木造住宅耐震診断士が行う耐震改修計画や、市内の工務店等により耐震改修工事を実施した場合に費用の一部を助成します。

1 補助対象となる建物

●下記の条件のいずれにも該当する建物

- ①「石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を受け、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断された建物。
- ②耐震改修工事により「倒壊しない」または「一応倒壊しない」耐震性が確保される建物
- ③申請年度の1月末日までに事業が完了する建物
〔改修計画と工事の補助は、別々に申請できます。
例：改修計画の補助→令和3年度 工事の補助→令和4年度〕

※兼用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅)の場合は、居住部分に限り補助対象となります。

※耐震性確保のための工事が対象となり、破損個所の修繕工事等は対象となりません。

2 補助対象となる方

●下記の条件のいずれにも該当する方

- ①自分が居住するため耐震改修計画または耐震改修工事を行う方
- ②石岡市内に登録のある耐震診断士または市内の工務店等に計画・施工を依頼する方
- ③申請日時点で市税等を滞納していない方

3 補助金額

- 耐震改修計画及び耐震改修工事 補助対象経費の2分の1の金額
(設計・工事合わせて上限50万円)

4 募集戸数

●1戸

※年度により募集戸数が変わる可能性があるため、詳細については都度お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

石岡市役所 建築住宅指導課

電話：0299-23-1111(内線 7348)